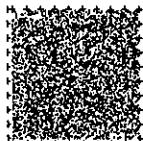


**東京の福祉保健2018  
分野別取組（抜粋）**

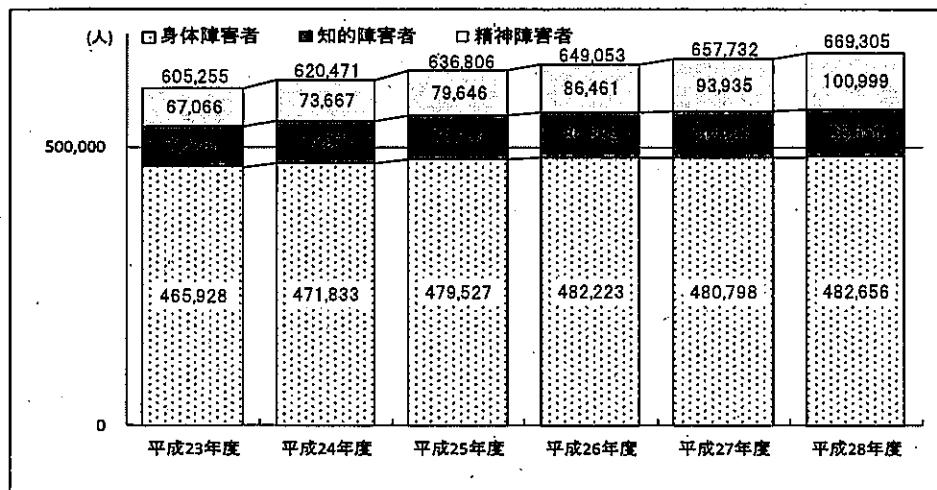


## 第3 障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します

### (障害者を取り巻く状況)

- 都内の障害者手帳の所持者数は、平成28年度末では約67万人となっており、増加傾向にあります。特に、精神障害者の増加の割合が高くなっています。

<都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）>



資料:東京都福祉保健局「月報(福祉・衛生行政統計)」

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。  
また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。
- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改めるとともに、障害者の定義に難病等が追加されました。
- 平成28年6月の児童福祉法改正では、都道府県及び区市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられたほか、医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

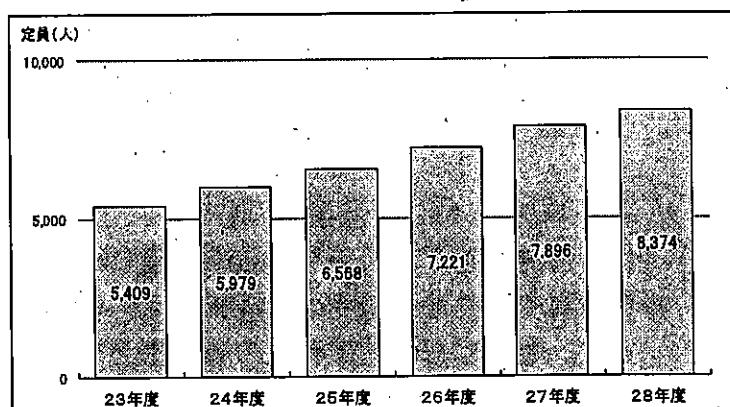
- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。これに先立ち、平成25年6月には、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月に施行されました。
- 今後とも、障害者の「自立」の実現に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害者が企業等で働くことができるようとする支援策の充実・強化、障害者への理解促進や差別解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

### （都の取組）

#### 【基盤整備】

- 都は、平成30年3月に策定した「東京都障害者・障害児施策推進計画」（平成30～32年度）に基づき、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するために様々な施策を展開しています（本計画については、P9参照）。
- また、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」（平成30～32年度）を策定し、障害者（児）の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。あわせて、サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着を図る取組を一層進めています。

<障害者グループホームの定員の推移（東京都）>



資料：東京都福祉保健局調べ

#### 【共生社会の実現に向けた取組】

- 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するため、障害のある方をはじめ様々な立場の方の意見を聴きながら新たな条例を制定し、相談体制や紛争解決体制を整備するなど、障害者への理解促進や差別解消を図る取組を一層進めています。

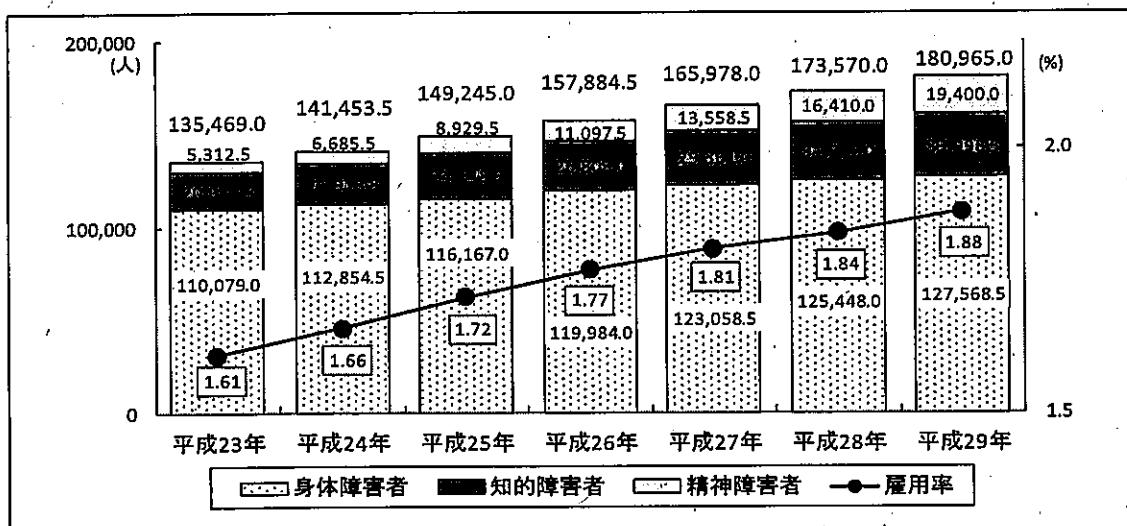
### 【地域生活支援】

- 地域生活への移行を希望する長期の施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、入所施設にコーディネーターを配置するなど、区市町村等との連携・調整を進めています。
- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するため、入院中からの支援や退院に向けた地域との調整、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活を支える体制を整備するとともに、長期入院とならないための取組も進めています。
- 医療機関の相互連携や、医療機関と関係機関との連携確保等により、精神障害者が必要な時に適切な医療が受けられる環境を整備し、地域での安定した生活を支援する必要があります。
- 重症心身障害児（者）やその他の医療的ケアを必要とする障害児（者）については、地域で適切な支援を受けながら生活できるよう、在宅療育支援体制の整備等を進めていく必要があります。また、発達障害児（者）、高次脳機能障害者についても、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

### 【就労支援】

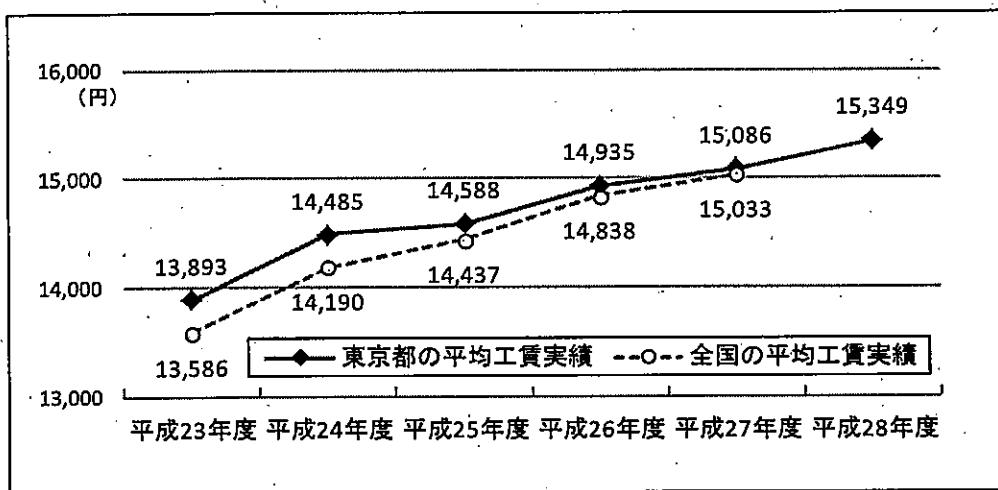
- 障害者がいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるように支援していく必要があります。しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成29年6月現在1.88%（全国平均1.97%）であり、法定雇用率2.0%（平成30年4月からは2.2%）よりも依然として低くなっています。
- 都は、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する区市町村を支援するなど、様々な施策を推進しており、平成29年（6月）も、都内民間企業における雇用障害者数、実雇用率とともに過去最高を更新しましたが、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。
- 障害者が能力や適性に応じて働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設（就労継続支援事業所）における受注拡大や工賃水準の向上に向けた取組を進めています。また、障害者優先調達法に基づき「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、庁内関係局と連携しながら障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っています。

## &lt;都内民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）&gt;



資料：東京労働局「平成29年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

## &lt;各年度の工賃実績（月額）&gt;



資料：平成27年度工賃（賃金）の実績について（厚生労働省）等より作成

## (平成30年度の取組)

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 障害の有無によって分け隔てされることのない共生社会の実現を目指します
- 3 医療と福祉が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

## 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実や、サービスを担う人材の確保・育成・定着に取り組むとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

### 主な事業展開

#### ◎ 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン【一部新規】 3,624百万円

- ・ 障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の特別助成のほか、平成30年度からは新たに、利用者の重度化等に対応する場合の加算を行い、平成32年度末までに、グループホームや短期入所、通所施設等について、8,180人分の定員を新たに確保するとともに、児童発達支援センターや、主に重症心身障害児を支援する事業所の整備促進を図ります。【計画期間：平成30～32年度】

種 別	整備目標
地域居住の場（グループホーム）	2,000人増
日中活動の場（通所施設等）	6,000人増
在宅サービス（短期入所）	180人増
障害児支援の充実（児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所）	各区市町村に少なくとも1か所以上

#### ◎ 定期借地権の一時金に対する補助 40百万円

- ・ 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、障害者（児）施設の整備促進を図ります。

#### ◎ 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業 24百万円

- ・ 国有地又は民有地を借り受けた障害者（児）施設の整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

#### ◎ 都有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備

- ・ 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります。

#### ◎ 短期入所開設準備経費等補助事業 8百万円

- ・ 短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、整備の促進を図ります。

- ◎ 障害児支援体制整備促進事業【新規】 (包括補助)
- 区市町村が障害児福祉計画に基づき実施する取組を支援することにより、地域の実情に応じた障害児支援の体制整備の促進を図ります。【障害者施策推進区市町村包括補助】
- ◎ 地域移行促進コーディネート事業【一部新規】 67百万円
- 入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内及び都外の施設間の連携を図りながら、区市町村や相談支援事業所との連携体制を構築するとともに、平成30年度から新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応するグループホームの情報収集等を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。
- ◎ 障害者地域生活移行・定着化支援事業 (包括補助)
- 障害者が地域で安心して暮らせるよう、重度の障害者を受け入れたグループホームによる相談援助や区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について支援を行うとともに、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、地域移行の促進・相談支援事業所の機能強化を図ります。【障害者施策推進区市町村包括補助】
- ◎ 都外施設入所者地域移行特別支援事業 (包括補助)
- 都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、都内での地域生活への移行及び定着を促進します。【障害者施策推進区市町村包括補助】
- ◎ グループホーム地域ネットワーク事業 (包括補助)
- 小規模なサービス提供体制といったグループホームの特徴を踏まえ、グループホームに対する巡回・相談支援や、事業所間で課題を共有するための運営会議を実施することにより、地域におけるグループホームのネットワークを構築し、利用者への援助の質の向上を図ります。【障害者施策推進区市町村包括補助】
- ◎ 障害福祉サービス等医療連携強化事業 (包括補助)
- 医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援します。【障害者施策推進区市町村包括補助】
- ◎ 精神障害者地域移行体制整備支援事業 60百万円
- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図るため、一般相談支援事業所への地域移行・地域定着のノウハウの提供や病院における地域移行に向けた取組の働きかけ等を行うコーディネーターを配置するほか、退院に向けたグループホームへの体験宿泊の機会の提供などを行います。

- ◎ 都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P66） 2,807 百万円
  - ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の建替えを促進するため、建替え期間中の代替施設を都有地に設置し、希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。
  
- ◎ 社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P39、66） 102 百万円
  - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。【耐震診断 14 施設、耐震改修 9 施設】
  
- ◎ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P39、67） 10 百万円
  - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
   
[社会福祉施設等 108 施設]
  
- 障害者（児）施設防犯緊急対策事業 9 百万円 包括補助
  - ・ 防犯対策の観点から必要となる設備の設置に係る費用の一部を補助することにより、障害者（児）施設利用者の安全を確保します。【一部障害者施策推進区市町村包括補助】
  
- ◎ 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業【新規】 121 百万円
  - ・ 職員の宿舎の借り上げにより、良好な居住環境の提供による働きやすい職場環境の実現と、災害時の迅速な対応を推進する事業者を支援します。
  
- ◎ 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業【新規】 87 百万円
  - ・ 都内の障害福祉サービス事業所等が、職員の専門性向上を図るために研修を受講させる場合等に、研修期間中の代替職員を派遣することで、福祉・介護職員の資質向上を図ります。
  
- ◎ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業【新規】 26 百万円
  - ・ 障害福祉サービス事業所等で働く職員が、介護福祉士、精神保健福祉士等の国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助することにより、職員の育成を支援するとともに、サービスの質の向上を図ります。
  
- ◎ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業【新規】 14 百万円
  - ・ 障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図ります。

- ◎ 障害者支援施設等支援力育成派遣モデル事業【新規】 10百万円
- ・ 障害者支援施設やグループホームにおいて、利用者の高齢化や障害の重度化等への対応力を向上させるため、理学療法士、看護職員などの専門職等を派遣し、施設の支援力強化を図ります。
- ◎ グループホーム従事者人材育成支援事業【新規】 7百万円
- ・ グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施することで、グループホームのサービスの質の向上を図ります。

## 2 障害の有無によって分け隔てされることのない共生社会の実現を目指します

障害の有無によって分け隔てされることのない共生社会を実現するため、障害者への理解促進や差別解消のための取組を推進するとともに、障害者の社会参加や情報保障の確保を推進します。

### 主な事業展開

※ 福祉のまちづくりに関する事業は、P.100～101 参照

#### ◎ 共生社会実現に向けた障害者理解促進

48百万円 包括補助

- ・ WEBサイト「ハートシティ東京」の運営

障害及び障害のある方への理解を促進するため、WEBサイトにより広く都民に対して普及啓発を行います。

- ・ 障害者差別解消法に係る体制整備・普及啓発

障害者差別に関する相談等を受け付けるとともに、東京都障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例を踏まえた差別解消のための取組等を協議します。また、法の内容や合理的配慮の事例等について、都民や民間事業者に普及啓発を行います。

さらに、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層促進するため、相談・紛争解決の仕組みの整備や意思疎通のための配慮等を盛り込んだ条例について、平成30年度の施行を目指して検討を行うとともに、相談体制や紛争解決体制の整備や啓発に取り組みます。

- ・ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や、障害者が、周囲に支援を求める手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」の普及啓発を行います。

- ・ 区市町村ヘルプマーク活用推進事業

区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ・ ヘルプカード活用促進事業

ヘルプカードの活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ 企業CSR等連携促進事業 28百万円
  - ・ 障害福祉サービス事業所や障害者団体等のニーズと企業等のCSR活動とのマッチングを行う専任のコーディネーターを配置し、両者の連携促進を図るとともに、マッチング事例等の関係情報を広く発信・共有することにより、企業等の自発的取組を促し、障害者の社会参加を推進します。
  
- ◎ 手話のできる都民育成事業 33百万円
  - ・ 手話のできる都民育成事業
    - 手話に関する普及啓発を行うことにより、手話人口の裾野を拡大するとともに、聴覚障害者に対する理解を促進します。
  - ・ 手話通訳者養成事業
    - 手話等の指導を行うことにより、手話通訳者及び手話のできる都民を養成し、聴覚障害者の福祉増進を図ります。
  - ・ 外国語手話普及促進事業
    - 外国語手話講習会の受講経費の一部を助成することにより、外国語手話の普及促進を図ります。
  
- ◎ ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業【新規】 8百万円
  - ・ ICTを活用した遠隔手話通訳等を都庁内で試行するとともに、普及啓発を行うことで、聴覚障害者の社会参加を推進します。
  
- 中等度難聴児発達支援事業 (包括補助)
  - ・ 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の装用により、言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。【障害者施策推進区市町村包括補助】
  
- 聴覚障害者意思疎通支援事業 11百万円
  - ・ 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者の広域的な移動を円滑にする環境を整えるとともに、障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事に意思疎通支援者を派遣します。
  
- 失語症者向け意思疎通支援者養成事業【新規】 16百万円
  - ・ 失語症のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図ります。

### 3 医療と福祉が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）やその他の医療的ケアを必要とする障害児（者）、発達障害児（者）及び高次脳機能障害者への支援について、医療と福祉が密接に連携することで、一層の充実を図ります。

#### 主な事業展開

- ◎ 精神科医療地域連携事業 53百万円
- 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、都内12の二次保健医療圏ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行うほか、一般診療科向けの研修会を実施するなど、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図ります。
- ◎ 地域精神科身体合併症救急連携事業 43百万円
- 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者ができる限り地域で受け入れられるようにするため、都内を5つのブロック（地域）に分け、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図ります。
- ◎ アウトリーチ支援事業 4百万円
- 未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障害者の地域での安定した生活の確保に向け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。  
[中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]
- ◎ 精神障害者アウトリーチ支援事業 (包括補助)
- 地域社会での生活に困難を来している精神障害者に対する専門職チームの訪問型支援や、地域社会への定着に向けた継続的かつ計画的な支援を行うための体制整備を行う区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- ◎ 災害時こころのケア体制整備事業 8百万円
  - ・ 大規模災害等の緊急時、被災地において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「こころのケアチーム（東京 DPAT）」を整備することにより、災害支援体制の強化を図ります。
  
- 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 37百万円
  - ・ 障害者支援施設等や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。
  
- 府中療育センターの改築 1,305百万円
  - ・ 経年により老朽化した府中療育センターの改築工事等を進めます。
  
- 医療的ケア児に対する支援のための体制整備 2百万円
  - ・ 医療的ケアを必要とする障害児の支援に係る関係機関相互の連絡調整や意見交換を行う連絡会を設置します。また、地域で支援に関わる人材を対象に、医療的ケアを必要とする障害児についての基本的な理解を促す研修を行います。
  
- 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業 6百万円
  - ・ 児童発達支援センター・児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を対象とするものを除く）における看護師の配置をモデル実施することにより、医療的ケアを必要とする障害児が身近な地域で療育を受けられる環境整備を進めます。
  
- 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業【新規】 10百万円
  - ・ 医療的ケアを必要とする障害児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図るため、訪問看護ステーションに対して、同行訪問等の研修や、運営相談等を行うモデル事業を実施します。
  
- 重症心身障害児等在宅療育支援事業 246百万円
  - ・ 在宅重症心身障害児（者）や医療的ケアを必要とする障害児の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU 等に入院している対象者について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することにより、支援の充実を図ります。
  
- 医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援 60百万円
  - ・ 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） 34百万円
    - ・ ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受け入れの促進を図ります。

- ・ 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） 26百万円  
民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受け入れの促進を図ります。
  
- ◎ 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業 (包括補助)
  - ・ 在宅の重症心身障害児（者）や医療的ケアを必要とする障害児に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、対象者の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。【障害者施策推進区市町村包括補助】
  
- 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業 (包括補助)
  - ・ 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。【障害者施策推進区市町村包括補助】
  
- ◎ 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業 17百万円
  - ・ 医療型障害児入所施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、看護師募集対策の充実等に取り組むことにより、看護師の確保・定着を図ります。
  
- ◎ 発達障害者支援体制整備推進事業 8百万円
  - ・ 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進します。
  
- ◎ 発達障害者生活支援モデル事業【新規】 4百万円
  - ・ 青年期・成人期の発達障害者を対象とした、医療機関における専門的プログラムを活用した支援手法の標準モデルの作成と普及啓発を行うことで、発達障害者の自立生活に向けた支援体制の整備を図ります。
  
- ◎ ペアレントメンター養成・派遣事業 19百万円
  - ・ 発達障害児（者）の家族の社会的及び心理的孤立を防ぎ、地域で安心して生活できるよう、同じ発達障害のある子供を持つ親の立場から相談・助言するペアレントメンターの養成や、家族同士で支援できる体制の構築等を支援します。
  
- ◎ 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 (包括補助)
  - ・ 発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。
  - また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。【障害者施策推進区市町村包括補助】

- |   |           |
|---|-----------|
| ○ 発達障害者支援センター運営事業   | 47百万円     |
| ・ 発達障害児（者）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害児（者）の地域生活をサポートします。  |           |
| ○ 高次脳機能障害支援普及事業   | 35百万円     |
| ・ 高次脳機能障害者への支援を行うことを目的として、地域生活や就労などの専門的な相談支援、区市町村や関係機関等の地域ネットワークの構築、人材育成を図る研修等を実施するとともに、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ります。 |           |
| ○ 医療連携型グループホーム事業  | (包括補助)    |
| ・ グループホームに、医療的ケアが必要な障害者に医療支援を行う生活支援員を配置するとともに、勉強会を開催する等により、医療との連携の検証・検討を行う区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]                                  |           |
| ○ 心身障害者（児）医療費の助成【一部新規】  | 16,502百万円 |
| ・ 障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るため、身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）又は愛の手帳1・2度に該当する方を対象に、医療費の一部を助成します。  |           |
| ・ 平成31年1月から、新たに精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方を対象とします。  |           |

## 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

### 主な事業展開

- ◎ 東京都障害者就労支援協議会等 4百万円
- ・ 東京都障害者就労支援協議会 経済団体、企業、労働・福祉・教育・医療関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。[年2回]
  - ・ 障害者就労支援体制レベルアップ事業 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。
- ◎ 「東京チャレンジオフィス」の運営 67百万円
- ・ 都庁内に設置したオフィスの運営を通じ、知的障害者、精神障害者が非常勤職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。
- ◎ 区市町村障害者就労支援事業 (包括補助)
- ・ 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを推進します。[障害者施策推進区市町村包括補助]
- ◎ 就労支援・定着支援等スキル向上事業 5百万円
- ・ 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や、就労定着支援事業所の定着支援スキル向上する研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。

- ◎ 福祉施設における工賃アップの推進 6百万円 包括補助
  - ・ 経営コンサルタント派遣等事業 (包括補助)
 

区市町村が地域のネットワークの核となる福祉施設に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップを推進するための経費を補助することで、工賃向上を図ります。【障害者施策推進区市町村包括補助】
  - ・ 工賃アップセミナー事業 6百万円
 

販路の拡大方法等の工賃引上げのための研修や、利用者と作業のマッチングのアドバイス等を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。
  
- ◎ 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 29百万円
  - ・ 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。
  
- ◎ 区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築【新規】 24百万円
  - ・ 就労継続支援B型事業所等で構成する区市町村ネットワークや、区市町村、企業、その他関係者からなる共同受注推進協議会を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。
  
- ◎ 福祉・トライアルショップの展開 177百万円
  - ・ 都庁をはじめ都内3か所において、福祉施設の自主製品（雑貨）を販売するトライアルショップ「KURUMIRU」を運営し、販路拡大や、自主製品の魅力を最大限に引き出す商品開発等を推進します。
  
- ◎ 精神障害者就労定着連携促進事業【新規】 42百万円
  - ・ 就労移行支援事業所等に対し医療機関との情報交換技術向上のための研修を実施するとともに、精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、医療機関・就労移行支援事業所・企業等が連携して就労支援を行うモデル事業の実施により、精神障害者の就労定着支援の充実を図ります。
  
- ◎ 就労継続支援A型事業所経営改善支援事業【新規】 10百万円
  - ・ 経営改善セミナーの実施やアドバイザーの派遣等により、企業的経営手法の導入を図ることで、就労継続支援A型事業所の収益性の向上や業務の効率化等、適正な事業所運営に向けた取組を支援します。